



## 1 授業開始前の経過観察



新年度に際しては人の移動が多くなり、様々な場面での感染の可能性が高くなると考えられます。このため、**全学生について、一定期間の経過観察を行った上で、本格的な授業の実施を開始**することとしています。

経過観察期間を設定することによって、感染していないことを確認することが目的なので、**この間には新たに感染する恐れのある行動を極力控えてください**。必要な大学のガイダンス等の行事、生活に不可欠な買い物などをのぞき、できるだけ外出することを避けてください。特に、旅行で**長距離を移動**する、**多数の人が集まるイベント**に参加するといったことを行えば、この間の経過観察が無意味になりますので絶対に避けてください。

## 2 体調と衛生の管理



経過観察後も、体温測定して自己管理することで体調の変化に早めに気づくことができます。

また、普段の手洗いに心がけ、教室の入り口や学内各所に消毒剤を配置しているので使うようにしてください。

## 3 登校を控える場合



初期症状では風邪と区別ができません。**体調の変化があった場合には直ちに登校を控え**、悪化が見られる場合には自己判断せず、**保健所、保健管理センターに相談の上、指示に従ってください**。

**感染が明らかになった場合には、症状がなくても登校が禁止**になりますので厳守してください。

海外から戻ってきた場合には、6に示すように、しばらくの間登校できませんので厳守してください。

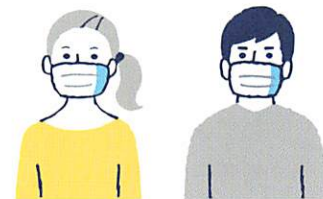
## 4 集団発生の防止のために



**密閉、密集、密接の3つの「密」が集団感染の発生**を高めます。授業の実施などにあたっては、換気や密集の防止に努めるとともに、対面での飛沫感染を防止するためにマスクの着用に心がけてください。

また、**大学外の様々な活動や場面でも、3つの「密」に注意**するように心がけてください。

## 5 咳エチケットを徹底



花粉症を含めて、**くしゃみや咳が出る場合には、必ずマスクを着用**するなど、飛沫感染の防止に心がけてください。

## 6 海外への渡航と帰国



学生の**海外渡航は中止**又は延期してください。

教職員は、**海外渡航は原則中止**または延期としてください。

また、海外からの帰国・入国の際には、国からの要請に従った待機等を行うほか、その他の場合を含めて**2週間の自宅待機と体温測定を行い、大学に報告**してください。**海外からの感染が目立っていますので、厳守**をお願いします。